資料２－３

令和８年度

国の予算編成に関する提案

令和７年１１月

愛 知 県 市 長 会

目　次

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について　1

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について　6

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について　8

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について　17

第５　教育・文化施策の充実強化について　27

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

１　国と都市自治体との協議及び地方制度改革の推進について

(1) 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、国と地方の協議の場の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

(2) 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

２　地方財政の充実強化について

(1) 厳しい財政状況下においても適時適切な行政サービスを推進するため、物価高における地域経済対策や、行政デジタル化等の国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。

(2) 給食費無償化など国の政策により実施する事業及び国が行う制度改正等に基づく事業に対する地方の財政負担分については、地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。また、税制改正等において、経済対策等の政策的な減税措置を講じる場合は、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、減税措置に伴う減収及び改正に伴うシステム改修費用に対しては全額国費で補填すること。

(3) ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税（償却資産）還付加算金は、納税者の申告誤りに起因する場合であっても支払わなければならず、正しく申告した納税者との間に不公平が生じ、また都市自治体に過剰な財政負担となっているため、現行制度の課題等を早期に整理し、申告誤りによる場合は還付加算金を付けないなど、早期に制度を見直すこと。

(5) 米国の関税措置に伴い、法人市民税や個人市民税の減収、また法人事業税交付金や地方消費税交付金等の減等が考えられるため、市民生活を犠牲にすることなく市民サービスを継続していくため、状況変化を注視のうえ、機動的かつ柔軟に各自治体への減収補填や地域経済への支援等を実行すること。

(6) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税法人税割の税率引下

げにより、都市自治体が取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率を引き下げたうえで法人住民税法人税割の税率引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みを構築すること。

３　ＮＨＫ放送受信料の免除基準の創設について

企業会計や競輪事業など独自の料金収入がある特別会計を除き、都市自治体が保有・管理する受信設備に係るＮＨＫ受信料については、放送の公共性と地方公共団体の公益性の観点から、全額免除とする基準を創設すること。

４　所得税及び個人住民税の基礎控除額等の見直しについて

所得税及び個人住民税の基礎控除額等を引き上げる場合は、減少する一般財源相当額を補填する財政措置を講じること。

５　地方公共団体情報システムの標準化に係る財政支援について

⑴ 標準化システム移行に係る経費について、地方に過大な負担が生じないよう、定期的な移行経費調査を行い、補助財源の積み増しに努め補助要望額に対する全額補助を確実に実施すること。

⑵ ガバメントクラウドの利用料及び運用経費について、現行のシステムと比較して移行前を上回る場合は国の責任において財政支援を行うこと。また、財政支援の実施にあたっては、地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等により行うこと。また、ガバメントクラウドのランニングコストが高額である等の事由により、やむを得ずベンダークラウドを選択した場合においても、今後のシステム構築や運用経費等、更には後年度のガバメントクラウドへの移行経費等について、ガバメントクラウドを選択した場合と比較して不利益が生じないよう、必要な経費の全額を確実に補助すること。

⑶ 特定移行支援システムについて、その保有団体が、現行システムの延長利用、移行までに生じる制度改正、過渡期対応を行う際の経費を含め、移行等に必要な経費の全額に対する財政支援を行うこと。また、支援にあたっては人件費や機器の高騰などにより、移行経費が増加傾向にあるため、各自治体の必要な移行経費を調査したうえで、それに応じた支援をするとともに、その方法においては地方交付税措置ではなく、直接的な補助金等の交付による財政支援等を行うこと。

⑷ 運用経費について、セキュリティー対策やバージョンアップ等に必要な経費について、財政支援制度を拡充するとともに、都市自治体の実態を把握したうえで、現行の運用経費よりも負担が増大することのないよう、国の責任において適切な財政支援措置を確実に講じること。

６　新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）に係る予算の確保及び自由度の高い制度化について

⑴ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）について、特に継続事業において事業費が２年目以降に増大していくことが見込まれることから、地方創生に資する取組を継続的かつ安定的に実施できるよう、当該交付金の予算確保を図ること。

⑵ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）については、地域の実情に応じて政策・施策を更に実行できるよう、対象事業分野を拡大して自由度を高めること。

⑶ 令和７年度に創設された「デジタル活用推進事業債」は、国庫補助事業との併用においては、新しい地域経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）（デジタル実装型）等に限定されている。そのため地方自治体が他のデジタル化を推進するため幅広く活用できるよう、本地方債における対象事業の範囲を拡充すること。

７　ＤＸ推進に係る財政支援の拡充について

戸籍への氏名の振り仮名記載、給付金事務など、義務的に発生するシステム整備費用に対し、その財源となる国庫補助金等が大きく乖離しており、人手不足も相まって、都市自治体の負担が増大していることから、実情に見合った財政支援の拡充と継続的な支援を行うこと。

８　デジタルデバイド対策に対する支援について

デジタルに不慣れな高齢者等を対象としたデジタルリテラシー向上の取組をはじめ、機器の導入やインターネット環境へのアクセス向上などより多くの市民がデジタル社会に適応できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな独自のデジタルデバイド対策を実施する都市自治体の取組に対して財政支援を拡充すること。

９　携帯電話等エリア整備事業の拡充について

地域住民や観光客の利便性向上及び災害時の情報通信手段の確保を図るために、携帯電話等エリア整備事業の補助対象・補助率を拡充するとともに、基地局整備の促進について携帯電話事業者等に強く働きかけること。

１０　公金収納事務における「ｅＬ－ＱＲ」の早期導入について

令和８年９月の円滑な開始に向け、実情に即した工程の早期の公開、地方税共同機構への自治体の負担金等所要見込経費の早期の公表をするとともに、システム改修に対する補助金制度など十分な財政支援を行うこと。また、技術者不足により開始に間に合わない場合における対応策や支援策を示すこと。

１１　道府県民税徴収取扱費等の見直しについて

(1) 近年の急激な物価高や人件費の上昇により、金融機関における公金取扱手数料や各種通知に係る郵便料金など、住民税の賦課徴収に係る費用は増大傾向にある一方で、地方税法及び同法施行令に基づき算定する道府県民税徴収取扱費については、納税義務者数に乗じる単価が１０年以上改定されていないことから、道府県にも徴収費用の増大に対して応分の負担となるよう、個人道府県民税に係る徴収取扱費の算定基礎の金額を改定すること。

(2) 地方税法において納入期限が規定される道府県民税及び森林環境税は、地方税法施行令に規定する按分率が小数点以下１１位まで定められていることに加えて、道府県に報告する算定項目が多く、森林環境税の創設により都市自治体の負担が増大している。また、地方税法において道府県民税及び森林環境税の払込期限が翌月１０日と規定されており、下旬から上旬にかけて閉庁日が多い時期や出納閉鎖時期において払込事務処理に係る負担が大きいことから、道府県への払込事務の簡略化と払込日の規定を見直すこと。

１２　全国一律で実施する給付金に係る事業費の交付について

(1) 物価高などへの対策のため地方創生臨時交付金事業を活用して全国一律で実施する給付金事業については、国が実施主体となり給付を実施すること。なお、それまでの間は、事務費を含め給付金事業費の全額を交付すること。

(2) 地方創生交付金制度自体の仕組みや申請手続き等について、更に簡便なものとすることにより、地方自治体にとってより効果的かつ使いやすい交付金制度とすること。

１３　多文化共生施策の推進について

(1) 外国人材が地域社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

(2) 外国人住民の急激な増加や国籍の多様化に対応する自治体の一元的相談窓口の安定的、継続的な運営に支障がないよう、外国人受入環境整備交付金について十分に財源を確保し、財政支援を講じること。

(3) 各自治体や地域国際化協会が取り組む地域日本語教育の総合的な体制づくりに必要な教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）について、十分に財源を確保し、財政支援を講じること。

(4) 全国知事会における「外国人との受入れと多文化共生社会実現プロジェクト」に示されている「育成就労制度の円滑な移行」と「外国人の受入環境整備」、「基本法の制定と司令塔となる組織の設置」を早期に実現すること。

１４　マイナンバー制度の見直しについて

マイナンバーカードに登載されている電子証明書の更新手続きは、住民登録をしている市区町村のみでしか行えず市民、従事する職員には大きな負担となっている。

ついては、マイナンバーカードの利便性向上を図るため、電子証明書の更新についてオンラインで手続きできるよう改善すること。

また、既存のマイナポータルでは、個人番号利用事務に限った通知機能など、一部の機能にとどまっているため、国主導による処分通知等のデジタル化に資する自治体共通のシステムを構築すること。

１５　統計調査に係る調査方法の検討及び調査員の確保について

各種統計調査の実施に当たり、調査環境の変化に伴う調査員調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、民間事業者の活用や調査員報酬費の引上げ、郵送による調査の実施など、調査方法の見直しや調査員確保対策の充実を図ること。

１６　選挙事務の効率化について

人口減少や物価高などにより、選挙執行のための人員確保や経費負担が年々困難になっている中、現行制度は地域の実情に即しておらず、特に小規模自治体に過度な負担を強いているため、経費基準額の見直し、投票所運営基準の柔軟化、期日前投票における宣誓書の廃止やＩＣＴを活用した電子投票の国政選挙への導入等、有権者の利便性向上や選挙事務の効率化を図るとともに、国政選挙比例代表における投票方法の統一を検討すること。また、国政選挙への電子投票導入においては、必要な機器の導入経費等を執行経費の対象とすること。

１７　財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外について

議員のなり手不足が課題である財産区議会議員選挙においては、立候補者に供託手続きや供託金の負担を強いる供託金制度は、立候補への意欲を低下させる要因となるため、これを適用除外とすること。

１８　脱炭素化推進事業債の事業期間の延長等について

脱炭素化推進事業を円滑に進めるうえで必要な財源である脱炭素化推進事業債の事業期間は令和７年度までとされているが、都市自治体が無理のない計画で事業を実施するためには相応の期間が必要であることから、事業期間を延長すること。また、対象事業が地方単独事業とされているため、国庫補助事業も対象とすること。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省）

１　防災・減災、国土強靱化対策の持続・更なる強化について

(1) 国土強靱化施策を切れ目なく戦略的に推進するために、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」等の効果をふまえた国土強靱化実施中期計画の推進に必要な予算を別枠で確保するとともに、災害リスクや地域特性を考慮した予算配分とすること。

(2) 令和７年６月に策定された第１次国土強靱化実施中期計画により、都市自治体が継続的かつ安定的に道路、上下水道などのライフラインの強靱化等、国土強靱化の取組を進めるため、対象事業の拡大及び十分な予算確保を図ること。

２　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂地等の整備を重点的に進めること。

(2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤などの防護施設を早期に整備すること。

(3) 台風襲来時の高潮等による被害から、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、海岸浸食の防止に努め、海岸堤防の機能維持・確保を着実に図ること。

３　広域避難に係る協力体制の構築について

大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時、住民の安心・安全を確保するため、市域、県域を越えた広域避難について、自治体間において協力体制を構築するよう国から働きかけること。

４　河川改修事業等の推進について

(1) 事前防災・減災対策を強力に推進するために、総合的な治水対策を計画的・継続的に進めるため、ハード・ソフト両面からの浸水対策を強力に推進できるよう、十分な予算を確保すること。

(2) 準用河川等の流域治水への取組及び豪雨災害等浸水被害防止のための小河川等の改修や内水ポンプ施設整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業などの採択要件を緩和するなど、継続的かつ安定的な河川維持管理事業の推進を支援するとともに、準用河川等改修事業に対する十分な予算確保と補助対象要件の緩和を行うこと。

(3) 準用河川では、河川カメラや水位計の設置が進んでおらず洪水時の状況把握や避難の状況判断が困難であることから、危機管理型の河川カメラ等の設置に必要な施設整備に対する支

援を行うこと。

５　緊急防災・減災事業債制度等の恒久化について

都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和７年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の恒久化を含めた期間延長及び対象事業を拡大する等の地方財政措置の一層の拡充を図ること。

６　住宅の耐震補強事業について

(1) 高齢者世帯等の木造住宅耐震化を促進するため、満たすべき耐震基準の数値のみにとらわれず、地域の実情に応じた費用対効果の高い改修を支援できる新たな制度を創設すること。

(2) 都市自治体が実施する古い木造住宅の耐震化や除却に対する補助金交付事業について、所要額を確保し、安定して実施できるよう、事業実績に見合った水準の交付金交付と必要な予算額を確保すること。

(3) 昨今の資材価格や人件費の高騰により、現行の補助制度の想定を超える費用の増加が進んでいることに伴い、補助制度を活用してもなお、資金の問題で耐震事業の実施に踏みきれない事例が増えているため、社会資本整備総合交付金の内、住環境整備事業における耐震診断等の補助基準単価について、実態に即した金額に見直すこと。

７　森林法における都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について

森林法における「伐採及び伐採後の造林の届出等」が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われている。ついては、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定を強化し、違法盛土や脱法的開発行為への対策を早急に検討すること。併せて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省）

１　国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図ったうえで、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。

(2) 国民健康保険の財政運営について、全て国が責任を負うこととする新たな制度設計を構築すること。

(3) 都道府県単位化による国民健康保険制度の持続可能性確保のため、都道府県が中心的な役割を果たす制度運用とすること。また、子どもを産み育てやすい環境づくりとして、国保制度全般の見直しを行うこと。

(4) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

(5) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

(6) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充すること。

(7) 安定的で持続的運営ができるよう、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(8) 子ども・子育て支援金制度について、被保険者の理解が得られるよう、十分な周知を行うとともに、関連システムの改修等においても保険者の負担とならないよう、国の責任において実施すること。

(9) 医療費が増加の一途をたどっていることから、将来にわたり制度の安定的な運営を図るため、基盤強化に向けた更なる公費の拡充及び国庫負担割合の引上げを行うこと。

(10) 高齢者人口の急速な増加及び労働人口の希薄化による税収減少により、国民健康保険財政基盤が脆弱であるため、国庫負担金の増額や継続的な税制支援など、地域の実情に即した抜本的な財政支援を講じること。

２　少子化社会対策について

(1) 地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、少子化社会対策であることから、対象者が都市自治体の財政状況によることなく、等しく支援を受けることができるよう、事業を抜本的に見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

⑵ 子育て世代の負担を軽減し、少子化対策を推進するために、保護者が育児休業取得期間中の児童についても、放課後児童クラブの利用対象とするよう制度改正すること。

３　保育士・幼稚園教諭等の確保について

⑴ 保育士等の保育人材の確保に向けて、保育士の更なる処遇改善を図り、賃金引上げに向けた公定価格における基本分単価の底上げを図ること。

⑵ 幼稚園における幼稚園教諭の負担を軽減し、安全・安心な保育の提供体制を整えるため、保育所等における「保育補助者雇上強化事業」と同様に、幼稚園事業者が保育補助員を雇上するために必要な費用を支援する事業を創設すること。

⑶ 年度途中に増加する入所児童に対応する保育士等を、年度当初から配置する経費について支援する制度を創設すること。

⑷ 外国籍児童、障害のある児童、発達の気になる児童、食物アレルギーがある児童や医療的ケアが必要な児童など特別な配慮を要する子どもの受入れや適切な支援を実施するため、十分な財政措置を講じること。また、障害の有無に関わらず全ての児童が安心して保育を受けるため、配置基準を上回る保育士の配置に対して、国費による支援を行うこと。

４　こども誰でも通園制度の実施について

こども誰でも通園制度の実施について、都市自治体の実施施設が適切な保育環境を整備し、安定的な事業運営を行うことができるように給付費単価を設定し、速やかに公表すること。

５　幼児教育・保育の無償化について

⑴ 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育の需要の増加に対し、１号認定及び２号認定の公平性を確保するため、幼稚園の預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。

⑵ 幼児教育・保育の無償化について、自治体間の格差が生じることなく、誰もが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に向け、全年齢に対し完全無償化を実施すること。また、必要な財源については、国の責任において全国一律の措置を講じること。

⑶ 幼児教育・保育の無償化において、３歳以上の子どもの無償化開始期間が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。

⑷ 多子世帯の保育料について、世帯の所得に関係なく、第２子以降の保育料を無料とするよう制度を改正すること。

⑸ 保育所等において、就学前児童に質の高い給食を安定的に提供することができるよう、全額国費での給食費無償化制度を創設すること。

６　特定教育・保育施設への支援について

(1) 特定教育･保育等の施設が効率的に運営できるよう､各種補助金を施設型給付費へ統合し、支給を一本化することや加算項目を基本分単価へ集約するなど、事務処理の効率化・簡略化を図ること。

(2) 私立の特定教育･保育施設における安定した運営財源確保のため､施設型給付費について、抜本的な基本単価の引上げ及びその財源措置を行うこと。特に、管理費部分については、物価高騰を踏まえた改善を行うこと。また、経営体力の乏しい小規模な法人の経営面を支援するため、財政支援制度を構築すること。

(3) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における定員超過減算要件については、従来までの連続する５年間から２年間に変更になったことで、定員数の調整が急遽必要となり、保育施設での受け入れ控えが発生し、更なる待機児童の発生に拍車をかけているため、待機児童の発生した都市自治体については、経過措置期間を緩和するよう見直すこと。

７　子ども・子育て支援交付金について

(1) 放課後児童健全育成事業に係る交付金は毎年度増額されているが、基本額の児童数における区分は、年間開所日数２００～２４９日のクラブにおける１～１９人と２０人以上の区分しかなく、児童数が多いクラブでは十分な支援が得られず運営の負担が大きいことから、基本額における児童数の区分を増やし規模の大きいクラブに対する支援の充実を図ること。

(2) 保育士又は幼稚園教諭等の人件費改定分として公定価格の大幅な増加が実施されたが、一時預かり事業をはじめとした地域子ども・子育て支援事業についても、同程度の補助単価の増額を行うこと。

(3) 交付対象事業に要する経費の区分（特定分、一般分、その他分、特例措置分）を超えて配分変更ができるよう見直すこと。

８　公立保育所等への支援について

(1) 公立保育所・認定こども園において保育士の業務負担軽減のために配置する保育支援員に係る経費に対し、私立保育所の保育体制強化事業と同等の支援を行うこと。

(2) 公立保育所・認定こども園運営に対する国の支援について、一般財源化による普通交付税ではなく、施設型給付費による直接的な負担とすること。

９　地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

(1) 安心できる地域医療体制が存続できるよう、地方の医師不足と地域間・診療科間の医師偏在の解消、医学部偏在の解消と定員の増加などの対策を強化するとともに、指導医資格を有

する医師が不足している総合病院に対し、指導医と研修医をセットで派遣するなど、医師不足解消に向けて積極的な医師配置の対策を講じること。

(2) 地方の医師確保、診療科及び医師偏在の解消、医療機関の経営支援など、地域の医療格差を縮小する取組に対し一層の支援を行うこと。

(3) 地域医療介護総合確保基金を活用した地域医療構想の推進に係る取組について、新型コロナウイルス感染症対応による地域医療構想の進捗への影響や構想区域によって医療需要のピークが異なることを踏まえ、構想区域における医療需要のピークまで財政支援制度を延長すること。

(4) 診療報酬本体の改定率を非常に低く設定されたことによる地域医療を担う病院の厳しい経営状況を改善し、病院経営の持続性の確保と質の高い地域医療提供体制を維持するため、入院基本料を中心とした診療報酬を大幅に引き上げるなど、早急に緊急的な財政支援を講じること。

(5) 医師の働き方改革を推進するため、医師確保が困難な病院への実効性ある支援策を早期に提示するとともに、診療報酬において、義務的な医師の就業時間制限による減収を補い、病院運営に必要な診療収入が得られるよう、医師の時間外労働の上限規制の施行前に見合った診療報酬を設定するなど、地域医療の実情を踏まえながら、着実に対策を講じること。

１０　自治体病院の経営安定化のための支援について

(1) 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院・公的病院等について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、物価・人件費高騰等を踏まえた弾力的な診療報酬改定、救急医療提供体制や不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な緊急的な支援など、十分な財政措置と対策を早急に講じること。

(2) 医療依存度が高くなる人生の終末期において、身寄りがない方・社会的孤立者・生活困窮者の医療費の自己負担額の滞納が増加し医療機関の財政を圧迫することが予測されるため、医療機関への支援等の滞納対策を講じること。

(3) 公的資金における病院事業債について、単年度財政負担の軽減を図るため、償還期間を有形固定資産の耐用年数と同等の年数又は想定使用年数に見合った償還年数となるよう延長すること。また、昨今の急激な建築資材の上昇や労務単価の上昇等を踏まえ、地方交付税で措置される病院事業債について、実情に見合った建築単価に引き上げること。

１１　予防接種事業について

(1) 安定的な接種体制を整備し、すべての国民が等しく予防接種を受けられるよう、定期予防接種に係る経費について、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国費で財政措置を講じること。

⑵ 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業の助成について、少なくとも季節性インフルエンザワクチンと同水準の負担により接種できるよう、国費による財政支援等、十分な措置を講じること。

⑶ 先天性風しん症候群（ＣＲＳ）対策を推進するため、妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等が実施する予防接種に対し、必要な財政支援を図ること。

⑷ 帯状疱疹は５０歳代以降で罹患率が高くなることから、帯状疱疹ワクチン定期予防接種を５０歳から対象者とすること。

⑸ 小児を対象とするおたふくかぜの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

⑹ 予防接種健康被害救済制度の医療費・医療手当申請について、申請者及び都市自治体の事務負担軽減を図るため、健康被害の認定申請と医療費等の給付申請に係る事務を区分し、最初に健康被害の認定申請を行うこととし、その結果に基づいて医療費等の給付申請を行うように改めるなど申請方法を見直すこと。

⑺ 予防接種健康被害救済の請求にあたり揃える必要書類に係る費用について、審査結果が否認された場合も含め、審査請求の資料収集に要する費用に対して、助成制度の構築及び財政措置を講じること。

⑻ Ｂ類疾病の定期接種において、接種費用の３割は地方交付税措置されるが、自治体や被接種者の費用負担が７割と大きく、また、被接種者負担について、自治体の財政力により地域間格差が生じることで全ての国民が等しく接種できないことが懸念されるため、Ａ類と同等の９割の地方交付税措置を講じること。

１２　子ども医療費助成制度の創設について

全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度について、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、住む地域により受けられる医療サービスに格差が生じることがないよう、国の責任において全国統一基準による制度の創設と財政措置を講じること。

１３　５歳児健康診査について

効果的な検診を確実に実施するために、医療・保険・福祉・教育の関係機関が連携したフォローアップ体制整備、デジタル活用や専門職等の人材確保においても補助対象とすること。また、地方交付税等による新たな財政支援を行うこと。

１４　周産期医療体制の確保について

⑴ 産科医療機関の少ない地域で分娩を取り扱う産科医、産科医療機関が継続的な医療提供を

行えるよう必要な支援を講じること。

⑵ 医師の招へいや施設整備等に対する財政支援を継続的に行うこと。

⑶ 地域周産期母子医療センターを中心とする病院・診療所・助産所等からなる周産期医療ネットワークの機能拡充を図ること。

⑷ 分娩空白市町村の増加に歯止めがかからない状況を踏まえ、周産期医療の集約化・重点化のあり方を明確化するとともに、分娩遠隔地域に対する支援を充実すること。

１５　不妊治療に係る患者負担への支援の充実について

不妊治療における医療保険適用後においても、利用者の自己負担額に対する助成を継続するとともに、先進医療の保険適用について制度を拡充すること。

１６　介護職員の人材確保に向けた支援について

介護職員の人材確保及び介護サービスの提供確保のため、介護報酬改定時期を待つことなく、早急に他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図り、地域の実情に応じた介護報酬全体の大幅な底上げと、国費による抜本的な処遇改善等の措置を継続的に講じること。

１７　介護保険制度の充実と財政基盤の強化について

⑴ 介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護支援専門員の確保や定着に向け、賃金等の処遇改善を行うとともに、財政措置等の支援策を講じること。

⑵ 在宅介護者に対し、通院等乗降介助の介護サービスを安定して提供できるよう、事業所の指定基準の緩和に加え、介護報酬の改定を行うこと。

⑶ 令和６年の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられており、事業所全体の収益が減少し、事業の縮小や事業所の閉鎖が発生しているため、訪問介護の基本報酬の見直しを図ること。

⑷ 介護保険制度の改正に当たっては、軽度者（要介護１・２）の生活援助サービス等について、利用者や都市自治体の意向を尊重し、安易に総合事業へ移行しないこと。

⑸ 現在の報酬改定は、３年に一度の見直しとなっており、物価高騰や最低賃金の引上げなどの社会情勢の急激な変動に対応できていないため、改定時期に拘わらず国において緊急措置として事業者への直接的な財政支援及び法人税の減税などの財政負担の軽減を行うこと。

⑹ 中山間地域及び豪雪地域における介護保険サービスの提供において、送迎や訪問の際の移動距離が長いため効率が悪く採算が取れないため、特に訪問介護が厳しい事業運営を強いられていることから、緊急的な財政支援を実施するとともに、移動時間や距離に応じた送迎加算や訪問介護及び看護の中山間地域におけるサービス提供加算を拡充するなど、財政支援制

度を創設すること。

(7) 中山間地域において、通所介護サービス利用者がオンライン診療を受けられる体制を整備した通所介護事業所に対して財政支援を講じること。また、次回の介護報酬改定では、中山間地域において、オンライン診療を受けられる体制を整備した通所介護事業所に対して介護報酬上の加算を設けること。

１８　介護保険及び障害福祉サービスの指定基準及び報酬単価の解釈事務の効率化について

(1) 自治体職員向けに介護保険の指定基準及び報酬単価の解釈に係るＡＩ検索システムを構築し、提供すること。

(2) 自治体職員向けに障害福祉サービスについても国によりＡＩ検索システムを構築し、提供すること。

１９　障害者支援の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、都市自治体に超過負担が生じず安定的に障害福祉サービスを提供できるよう、確実に財源を確保し、要綱に定められた補助率とすること。

(2) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成の体制整備について、支援措置を講じること。

(3) 歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障害者加算の引上げ等、障害者に係る診療報酬の増額を図ること。

(4) 障害福祉サービス等を利用する障害者及び障害児に対する計画相談支援等を提供する相談支援事業所について、安定的に運営し、質の高い計画相談支援等を提供することができるよう、基本報酬の充実を図ること。

２０　障害者自立支援給付審査支払等システム改修における国庫補助金の拡充について

国の制度改正等により、地方自治体の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修が必要となる場合は、全額国の負担とすること。

２１　軽度・中等度の加齢性難聴者への支援について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の加齢性難聴者の日常生活の質の向上と社会参加への阻害防止を図るため、加齢性難聴に関する実態調査を継続するとともに、補聴器

の購入経費について助成制度を創設すること。

２２　歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を５歳刻みとすること。

２３　認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

２４　無料低額調剤について

生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方の場合についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう、法整備を行うこと。

２５　アスベストによる健康被害対策について

アスベスト健康被害について、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムの創設又は、健康管理制度を確立すること。

２６　高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げに係る適切な制度設計について

高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げについては、被保険者・医療機関等の意見を十分に反映させる機会やプロセスを確保し、被保険者等の負担が過剰とならないよう適切な制度設計を実施すること。

２７　持続可能な公的年金制度の構築について

受給者世代から現役世代まで、誰もが生涯安心して暮らせる給付水準が担保されるよう、最低保障機能の強化を含め、持続可能な公的年金制度を構築すること。

２８　マイナ保険証を活用した救急業務について

マイナ保険証の医療情報を救急搬送時に活用する際に、救急活動及び医療機関搬入後の医療提供の迅速化・円滑化のため、閲覧できる情報に傷病者本人の受診歴・診療情報等に加え、傷病者の緊急連絡先を追加すること。

２９　重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の充実について

(1) 長期的に事業を継続できるよう補助率を下げることなく、恒常的な財政措置を講じること。

(2) 当初、国がメリットとして挙げたように、地域の実情に応じて地方自治体が柔軟に制度設計できる事業として継続すること。

３０　公務員の地域手当の級地区分の見直しに伴う影響の解消について

所在の地方自治体の公務員に係る地域手当の級地区分に準拠して設定される幼児教育・保育の公定価格や障害福祉サービス等報酬、介護報酬について、施設の運営や人材確保への影響が懸念されることから、県外の隣接自治体との格差が生じないよう、地域の実情に応じて現行の地域手当の水準を維持する方策及び財政措置を講じること。

３１　民生委員・児童委員への支援体制の充実について

民生委員・児童委員の担い手確保を図るため、活動費の増額をはじめとした処遇改善、活動マニュアル策定や活動記録の簡素化・デジタル化、証明事務の廃止による負担軽減、年齢制限に関する原則の撤廃や募集等に関するガイドラインの策定等による推薦・委嘱手続きの改善、住民への役割周知や先進的な取組の共有・モデル化等によるＰＲの強化、活動支援のための方策構築など、総合的な支援体制の充実を図ること。

３２　養護老人ホーム等の入所要件の緩和及び空床利用について

養護老人ホームでは入所者の減少により空床が増え、法人経営にも影響がでている一方で、生活に不安を抱える課税者や他制度での居住ニーズが顕在化している現状があるため、措置入所の課税要件緩和、施設転用の柔軟化及び契約入所枠の拡大について制度の見直しを図ること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

１　社会基盤整備への支援について

(1) 大規模自然災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、国が進める高速道路網の整備に伴う地方の国際競争力の強化、少子高齢化による人口減少対策など、都市自治体が抱える課題への対応とともに、市民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境整備と活発な社会経済活動を支える都市基盤整備が計画的かつ着実に進捗するよう、社会資本整備総合交付金等や防災・安全交付金等の必要な予算について、社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続すること。また、都市自治体にとって更に活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

(2) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費について、社会資本整備総合交付金の補助対象とすること。

２　道路橋梁事業の促進について

(1) 橋梁、トンネル、道路付属物等の道路メンテナンス事業について、継続的かつ十分な財政支援と技術的支援を行うこと。

(2) 生活に密着した道路等の整備に加え、大規模災害の発生に備えた避難路を含む道路網の整備、橋梁の耐震化、長寿命化による安全性・信頼性確保を図るため、安定的かつ確実な財源確保を図ること。

(3) 道路ストックの修繕事業を推進するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全）においては要望額を満たすよう安定的に交付すること。また、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化）の対象を表層のみの補修から路盤を含む補修までに拡大すること。

(4) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、社会資本整備総合交付金事業の重点配分計画に該当しない整備計画についても十分配分できるよう必要な予算措置を講じること。

(5) 厳しい財政状況の下、都市自治体が道路施設の改修を計画的に進めるには長期間を要することとなるため、着実に事業を推進できるよう対象事業の拡充並びに地方債資金の確保を図ること。

(6) 衣浦大橋（トラス橋）の老朽化と交通容量不足に対応する架け替え整備を早期かつ計画的に実施できるよう、十分な予算措置を講じること。

(7) 西知多道路は、国際拠点空港である中部国際空港と高速自動車国道を直結し、リニア中央新幹線の名古屋駅とも繋がる重要な道路であることから、国の権限代行区間の整備を推進し、県 事業中区間の整備加速に必要となる予算を確保するとともに、調査中区間の事業化に向

け、関係機関の相互協力のもと着実に調査の進捗が図られるよう支援すること。

(8) 名豊道路は、完成自動車の国際ハブ港である三河港と輸送機械等の生産 拠点を結ぶ重要な東西軸であるため、全線 4 車線化に向けて整備を加速すること。

(9) 名岐道路は、名古屋と岐阜との交流・連携強化に資する重要な道路であるため、国において事業化された一宮～一宮木曽川について、有料道路制度を導入し、整備の加速化を図ること。

(10) 三遠南信自動車道は、県境を越えた広域連携の軸となって広域道路ネットワークを形成することから、一日も早い県内区間の全線開通に向けて整備を推進するとともに、県外区間についても早期整備を図ること。

(11) 浜松湖西豊橋道路は、新東名・東名高速道路などと広域道路ネットワークを形成し、三河港から高速道路へのアクセスを飛躍的に高める重要な道路であることから、早期実現に向けて、直轄調査推進するとともに、有料道路制度の導入を図ること。

(12) 一宮西港道路と名古屋三河道路は、高速道路ネットワークの機能向上 に資する重要な道路であるため、早期実現に向けて都市計画・環境アセスメントが着実に進められるよう調査・支援に取り組むともに、有料道路制度の活用について検討・支援を行うこと。

(13) 国道３０２号など、名古屋都市圏における広域道路ネットワークの早期整備を図ること。

３　港湾整備事業について

三河港が国際物流拠点としての役割を維持・強化し、防災・減災機能を強化するよう、臨港道路東三河臨海線の早期実現や公共岸壁の早期整備等を行うための港湾関連予算を確保すること。

４　上下水道施設の改築に係る国庫支援制度の堅持について

持続的かつ安定的な上下水道施設整備事業に対する財政支援措置の継続・拡充を図ること。

５　上下水道施設一体での耐震化及び上水道施設に対する財政支援の拡充について

上下水道施設一体での耐震化を推進するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について十分な予算の確保、交付対象の拡大、採択基準の緩和、資本単価要件の緩和及び交付率の引上げを行うこと。併せて地方財政措置の拡充を行うこと。

また、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）において水道総合地震対策事業の重要施設に係る上下水道管路の一体耐震化事業が創設されたことに伴い、水道施設アセットマネジメント推進事業（老朽管更新事業）の補助率が引き下げられたことから、今後、発生が懸念される南海トラフ地震に備え、老朽管路の更新を加速化し、計画的・集中的に進めることが急務

となるため、補助率の大幅な引上げ、採択要件の緩和とともに、事業推進のための予算確保を図ること。

６　民営簡易水道事業における被災時の復旧について

地域住民が管理する小規模な民営管理水道については上水道事業への統合を進めているところであるが、地理的条件や経済的制約等により、現在も統合がされていない民営簡易水道事業がある。これらの未統合の民営水道事業が災害により被災した場合、復旧に係る費用はすべて事業者の自己負担となるため、迅速な復旧が困難となる恐れがある。災害発生時においても、住民が安全・安心な暮らしを持続するため、民営簡易水道が被災した場合の復旧に係る財政支援制度を創設すること。

７　下水道事業への支援について

(1) 住民の安全・安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・耐震化対策・老朽化対策など国土強靭化に係る経費について、必要な財源を継続的に確保するとともに支援の拡充を行うこと。

(2) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を、流域下水道事業と同様とすること。

(3) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。また、工事費等が高騰していることに伴い事業の遅滞が発生している状況に鑑み、交付期間を延長するなど、柔軟に対応すること。特に、下水道法に基づく調査や点検業務、水防法の改正による内水浸水想定区域図の作成等、法定の業務については確実に交付をすること。

(4) 下水道事業における雨水対策として、雨水排水路、調整池、ポンプ場等の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金事業の予算を十分に確保すること。

(5) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。

８　公園事業への支援について

社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）について、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修及び２ｈａ未満の都市公園における施設整備事業を対象とするなど、採択要件を緩和すること。

９　地方都市における市街地再開発事業等への支援について

(1) 都市自治体が市街地再開発事業等を円滑に進められるよう、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金を継続し拡充を図ること。

(2) 民間主体の市街地再開発事業を促進するため、現行制度の更なる拡充や新たな補助制度を創設すること。

(3) 都市・地域交通戦略推進事業（個別補助金、交付金)、社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）等の一層の推進を図るため、事業費の確保を図ること。

１０　公共施設等適正管理推進事業債について

(1) 令和８年度まで起債が認められている公共施設等適正管理推進事業債について、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象とし、令和９年度以降も継続すること。

(2) 災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するとともに、耐震化未実施等の対象要件を緩和すること。

１１　新しい地方経済・生活環境創生推進交付金の拡充について

新しい地方経済・生活環境創生推進交付金（第２世代交付金）については、地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとって更に活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

１２　倒木による停電予防のための樹木の事前伐採の制度化について

現在、停電予防を目的とした事前伐採は市町村が事務の大部分を担い、多大な費用負担を強いられているため、法制化と国主導による制度整備のもとで、安定的な事業実施体制を構築すること。

１３　住宅市街地総合整備事業制度について

(1) 住宅市街地総合整備事業制度要綱における空き家対策総合支援事業に対する補助を除却のみ実施する場合でも対象とすること。また、活用を条件とする場合でも、その期間を１０年から５年に短縮すること。

(2) 空き家対策総合支援事業について、空き家対策を円滑に進めるため令和８年度以降も継続すること。

１４　リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業について

現在整備が進むリニア中央新幹線の東京・名古屋間の１日も早い開業を実現するため、様々な支援を継続して実施すること。また、名古屋以西においては、中間駅周辺のまちづくりを早期に展開するため、事業主体に対して品川・名古屋間の遅れが名古屋・大阪間に影響することのないよう、２０３７年の全線開業に向けた円滑な事業推進と早期の駅位置決定・公表に向けて働きかけること。

１５　交通ネットワークの維持・存続のための運営支援とライドシェア普及への支援について

交通ネットワークを形成する鉄道・バス事業者に対するバリアフリー化など、施設改良のための財政支援等、既存の支援策の充実を図るとともに、課題に応じた有効な支援策活用に当たって支援を行うこと。また、地域の移動需要に柔軟に対応し、交通空白を埋める仕組みとしてライドシェア普及のため、一層の運用改善と支援策の拡充を図ること。

１６　地域公共交通に対する支援について

(1) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源を確保するとともに、補助要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応とすること。また、運転士不足が深刻化していることから、運転士確保に資する待遇改善施策を構築すること。あわせて、地方が実施する運転士確保に向けた施策に対する新たな財政支援制度を創設すること。

(2) 自動運転車両の導入に向け、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の補助率を引上げるよう見直すこと。また、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運航定時路線型（コミュニティバス））における無人自動運転移動サービスの社会実装に向けた社会的ルールの早期確立及び車両・システム関連費用の大幅な低減に向けた取組を推進するとともに、実装後の継続的なサービス提供が可能となる経済的支援を含む施策を早期に確立すること。

(3) 市単独補助となっている同一市内を運行する路線について、新たな補助制度を創設すること。

１７　高速道路料金に関する割引制度の充実について

地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、高速道路料金の割引制度を充実すること。

１８　農林業等の振興施策の充実強化について

(1) 農業者の事務負担ができる限り発生しない農業用資材価格の高騰に対する新たな支援制度を創設すること。

(2) 肥料・飼料の価格高騰により、生産コストが上昇し、農業者の経営を圧迫していることから、価格高騰対策を継続するとともに、肥料・飼料の価格安定策を講じること。

(3) 地形や地理的条件が不利な中山間地域において、担い手の農地集積に支障をきたしていることから、円滑な集積を後押しする施策を講じること。

(4) 畜産酪農は生産調整や生乳価格等への価格転嫁が困難な業態であるため、安全安心な農畜産物の生産及び安定した供給が行われるよう、配合飼料や粗飼料等に対する支援制度を創設すること。

１９　農産物の安定的な生産に向けた支援の拡充について

(1) 農産物の価格が下がっても農業経営を継続できるよう、農業者への所得補償制度を充実し、安定的に生産を続けることができる農業政策を早急に実現すること。

(2) スマート農機導入に係る財政支援を拡充するとともに、人材育成支援制度の採択要件の緩和及び予算の確保を図ること。

２０　優良農地の保全と地域の実情に応じた土地利用のための新たな許可基準について

地域の土地利用計画に基づき、かつ地域の実情に応じた土地利用を行うことが、結果として優良農地の保全と農業生産性の向上につながり、安定的かつ継続的な農業経営の実現を図ることとなるため、土地利用に係る新たな許可基準について検討すること。

２１　米の安定供給を支える制度の見直しと支援について

(1) 安定した米供給体制を確保し、地域農業の持続性を高めるため、土地改良事業の対象拡大及び制度の柔軟化を図り、農業基盤整備を促進する制度の見直しと、地方自治体の負担軽減を図ること。

(2) 酒米・もち米等を含む米の価格安定及びコメ類の生産・流通量確保に向けた支援策を講じること。

２２　水産業振興施策の充実強化について

全国的に広がりをみせている藻場消失対策として、藻場造成工事等の直接的な施策を実施するとともに、水産多面的機能発揮対策事業を含めたソフト対策の拡充と継続的な支援を実施すること。

２３　中小企業等の経営課題を解決するために実施する相談支援事業に対する補助制度の創設について

基礎自治体が地域産業支援機関及び地域金融機関等と連携し、中小企業等の経営課題を解決するために実施する相談支援業務に対し、適切な補助制度を創設すること。

２４　米国の関税措置等通商政策の影響に伴う中小企業等への支援について

米国の関税措置等通商政策の影響を受けている中小企業等に直接寄与する的確な支援策を講じること。

２５　商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

アーケードや街路灯等の商店街共同施設の改修や補修、撤去等の再整備に対する支援制度を創設すること。

２６　観光関連事業者の人材不足解消について

(1) 観光関連事業の生産性向上に寄与するため、従業員宿舎の整備について支援制度を創設すること。

(2) 外国語・文化芸術等の教育を充実することにより、即戦力となり、かつ高い収入を得られる人材を育成するため、サービス業に対応した高等専門学校等の教育機関を設置すること。

(3) 積極的に外国人材を誘致すること。

２７　外国人材の現状に即した新たな育成就労制度の創設について

現行の技能実習制度の課題と外国人材の就労現場における実情を踏まえ、意欲のある外国人材に対する過度な経済的負担の軽減や日本語習得のための環境整備、また、事業主側の受入れ体制整備に対する支援や手続きの更なる簡素化など、地方の外国人材獲得に実効性のある新たな育成就労制度を創設すること。

２８　多様な就労困難者への就労系障害者福祉サービスの活用について

ひきこもりやニート、刑余者など、働きづらさを抱える障害者以外の多様な就労困難者に対し、既存の就労系障害者福祉サービス（就労移行支援事業所等）を活用した就労支援ができるよう必要な制度改正を図ること。

２９　太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

(1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に

係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。

(2) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。また、事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

３０　燃料電池商用車の導入促進に向けた補助制度の改善について

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の重点地域における追加的な支援について、従来の補助対象経費から変動費分を控除する運用を改めるとともに、水素ステーション運営事業者が水素販売価格に反映し、低減させることとするよう、本補助制度を改善すること。

３１　有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）対策の推進について

(1) 有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）について、関係省庁で連携を図り、人体に及ぼす影響や環境中の挙動・残留性についての調査研究を加速するとともに、浄化対策技術の開発を促進すること。また、都市自治体が行う取組みに対する財政支援措置を講じること。

(2) 有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）が水質基準に追加されることにより、新たに生じる水道事業者の負担に対する財政支援を講じること。

３２　不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

３３　汚水処理施設等に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、汚水処理施設（浄化槽）の改修に関し、施設の設置主体や規模に拘わらず管渠も補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業、老朽化による更新についても対象とすること。

(2) 環境負荷軽減の観点から浄化槽設置整備事業を拡大させるため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の補助対象要件を緩和すること。

３４　環境配慮型トイレに対する支援について

山岳地域における自然環境保全のため、現行の環境配慮型トイレ整備に係る支援に加え、維持管理に係る支援制度を創設するとともに、環境配慮型トイレ設置・管理に係るコスト低減などの情報提供を行うこと。

３５　不良な生活環境（ごみ屋敷）対策について

住居及びその敷地において物が堆積又は放置されることで、悪臭が発生するなどの周辺の生活環境が損なわれる不良な生活環境（ごみ屋敷）の発生の防止及び解消のための法整備を行うこと。法令では、対策に当たって原因者への支援を基本原則とすることを明示したうえで、報告徴収、立入検査及び他機関への情報提供依頼並びに改善措置に関する指導、勧告及び命令を可能とする規定を設けること。

また、不良な生活環境を発生させた者が、経済的理由から堆積又は放置された物を片付けられない案件もあるため、これらの物を処理するための財政措置を講じること。

３６　離島地域の隔絶性解消について

離島地域では海を隔てる地理的条件による隔絶性により、医療や消防といった命や財産に関わる緊急時においても移動が天候に左右されるほか、通勤、通学、買い物等の日常生活においても本土に比べ負担が生じることから、離島地域の根本的な隔絶性解消に寄与する離島架橋の実現も含め、離島住民が本土とできる限り遜色のない生活を送れるよう、都市自治体の施策に対して支援を行うこと。

３７　空き家対策支援の拡充について

全国的に空き家問題が年々深刻化している中で、空き家対策支援について整備がなされてきているが、適切な管理が行われていない空き家等は、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼすことから、更なる支援の拡充を図ること。

３８　観光地の高付加価値化に向けて、宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去等に対する支援制度の創設について

古くなり放置されたホテルや旅館などの影響により、観光地の景観が阻害されているため、宿泊施設や観光施設等の改修、廃屋撤去等に対する支援制度を創設すること。

３９　地域の安全・安心の確保について

自治会等が自らの地域の安全・安心を確保するため、国の設計制度に基づいた、防犯カメラを設置する団体に対する統一的な助成制度を創設すること。

４０　特殊詐欺被害防止に係る固定電話対策について

固定電話を設置しているすべての個人宅において、「発信者の電話番号を表示する機能」や、「発信者が電話番号を非表示で掛けた場合、発信者に対して電話番号を表示して掛けなおすよう音声案内する機能」を無償で利用することができるよう、電気通信事業者への支援制度を創

設すること。また、電気通信事業者に対し、電話着信時に発信者の電話番号が常に表示される体制を構築するよう働きかけるとともに支援を行うこと。

４１　火葬場整備事業に対する財政措置の充実について

火葬場整備については、国庫補助制度がない上に、地方債の充当率も低く、その元利償還金について地方交付税措置もなく、地方財政にとって大きな負担となることから、増加する火葬需要に対応できるよう火葬場整備に充てる地方債の元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省）

１　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

(1) 教員の働き方改革を促進するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。また、養護教諭の複数配置の拡充を図ること。

(2) 小規模の学校であっても、複式学級ではなく単学級での学校運営を行うことで、児童生徒に対して専門性の高い指導を行うことができるため、基礎定数の更なる改善を図り、必要な教員数の確保及び配置を講じること。

(3) 中学校について、35 人以下学級を早期に実現させること。

２　児童生徒への教育支援の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、１学級８人の学級編制標準を段階的に６人程度に引き下げること。併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加や多様化する支援内容に対応するため、教員、養護教諭、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援を行えるよう、人的及び国費による財政的支援の充実を図ること。

(3) 外国人児童生徒の増加傾向に鑑み、日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応するための通訳や支援員の拡充を行うとともに、支援員等を雇用する際の財政支援を講じること。

(4) 小・中学校への就学・編入学のための外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室設置運営に対する補助を充実・継続すること。

(5) 教室復帰の足掛かりとなる校内教育支援センター支援員配置事業に対する財政支援を拡充すること。

３　小・中学校への学校栄養職員の配置基準の見直しについて

学校給食では、食育の推進や食に対する指導及び学校や保護者への対応並びにアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供等、専門知識に基づいた対応が不可欠であり、栄養教諭や学校栄養職員が担うべき職務は質・量ともに増大しているため、配置基準を見直すこと。また、単独実施校との整合性が図られるよう共同調理場に対する栄養教諭等の配置基準を見直

し、増員を図ること。

４　ＧＩＧＡスクール構想に関する支援について

⑴　１人１台端末の追加や更新について、地方負担のないよう、国の責任において必要な財政措置を継続的に講じるとともに、端末や周辺機器等の保守及び更新、学習系ネットワーク、校務系ネットワーク及びＬＴＥ回線の通信費、クラウド環境の更新整備、各種維持管理費についても、継続的な財政支援制度を創設すること。

⑵　モバイルデータ通信利用に係る月額通信料がランニングコストの大部分を占めるため、通信事業者に対し、月額通信料を減額するための料金体系を整備するよう働きかけること。

⑶　１人１台端末の継続的運用に不可欠なモバイルデータ通信費用について、地方交付税ではなく、補助金による安定的かつ継続的な財政支援を実施すること。

⑷　学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支援を講じること。

５　学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

⑴　義務教育諸学校の新増築や学校施設の長寿命化、建築非構造部材の耐震対策などの防災機能強化をはじめ、照明のＬＥＤ化や空調設備整備、トイレ改修、学校体育館として利用する社会教育室等への空調設備整備などの各種環境改善事業について、補助対象事業の拡大、補助期間の延長、補助要件の緩和や補助単価の引上げ、補助率の恒久的な引上げなど財政支援を拡充するとともに、確実な採択に向けて当初予算での財源を確保すること。

⑵　児童生徒の安全・安心の確保及び教育環境の充実を図るため、学校施設環境改善交付金に係る令和７年度補正予算の実施等による早期の財源確保と、令和８年度以降は当初予算で十分な確保を行うこと。また、配分基礎額が実際の工事費と比較して低い額となることが常態化しているため、算定基礎となる単価及び面積について、物価高騰や法改正への対応等、実態に合わせた見直しを行い、交付額を引き上げること。

⑶　学校給食に係る施設整備について、一部改修や機器等の老朽化に伴う大規模な更新についても補助対象とすること。

⑷　津波浸水想定区域外へ施設を移転する場合、用地取得費や土地造成費に係る財政支援制度の新設や学校施設建設費の補助率の引上げなど、更に有利な財政措置を行うこと。

⑸　災害時には避難所として活用される公立学校施設の屋内運動場等への空調設備設置や断熱性確保のための工事費に対する空調設備整備臨時特例交付金について、実情に即した基準単価及び交付金の算定範囲における上限額の引上げ並びに空調設備に係る電気及びガス料金等の運用コストについて、財政措置の一層の充実・強化を図ること。

６　学校図書館機能の十分な発揮に向けた取組について

(1) 司書教諭について、全校配置とすること。

(2) 司書教諭が司書業務に専念できる時間確保の取組を推進すること。

(3) 学校司書を義務教育費国庫負担制度の枠組みに組み込み、全校配置とすること。

(4) 学校司書の資格要件として、司書資格あるいは学校司書資格を新設することにより対応すること。

７　幼稚園教諭宿舎借上げ支援について

幼稚園における教諭確保対策として、保育所等における「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

８　学校給食に係る支援について

(1) 学校給食の実施に当たっては、国において令和５年６月に策定した「こども未来戦略方針」に基づき、地域間格差や子育て世帯の不公平感を生じることなく子ども子育て環境の充実を図れるよう、国の責任において早期に学校給食を無償とし、必要な財源を確保すること。

(2) 小中学校の学校給食費の無償化の実施に当たっては、都市自治体内でも地域により給食食材の調達に係るコストに差があることや、物価高騰が続く中、都市自治体の支援によって給食費の値上げが抑えられていることなどを十分考慮し、地方負担が生じることのないよう無償化に係る基準額を設定し、早期に提示すること。

(3) 地方交付税措置ではなく、補助金等による直接的な財源措置を別枠予算により確保するなど、国の責任において恒久的な財政措置を講じること。

(4) 無償化に伴う給食会計の公会計化への費用に対する支援を行うこと。

９　スクールバス等に係る支援について

学校再編による場合を含め遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、遠距離通学費やスクールバス・ボート等の購入経費及び運行経費に係る補助制度について、補助要件の緩和、補助対象経費及び補助限度額の拡充、補助率の引上げにより恒久的に財政支援を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。

１０　いじめ防止対策について

(1) いじめの未然防止及び早期対応等にはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が即応できる体制が欠かせず、加えて、児童生徒・保護者とのカウンセリングを実施するだけではなく、教職員との情報連携が非常に重要であるため、配置人数の増員及び配置時

間の拡充に対する財政措置を講じること。

(2) 学校内外におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応を強化するため、ソーシャル・ネットワーキング・サービスやインターネット上の書き込み等を監視するネットパトロール等に係る財政支援制度を創設すること。

(3) いじめ問題の早期解決、再発防止や未然防止を図るため、いじめの重大事態に係る調査に要する人件費等の経費について、財政支援を講じること。

１１　地域スポーツ指導者の資格取得促進について

地域のスポーツ指導者の資格取得を促進するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、市町村競技団体に所属している指導者に対して地域スポーツ指導者資格取得促進に係る補助制度を創設すること。

１２　部活動の地域展開に係る支援について

部活動の地域展開に当たり、継続的な財政措置を講じるとともに、生活困窮家庭の生徒への支援や生徒の移送費用等に係る受益者負担の軽減も含め、生徒が民間クラブに参加する場合の会費等に対して、国費による新たな財政支援制度を創設すること。

また、部活動指導員の配置の確保や地域クラブの運営・整備などに係る費用について、都市自治体の実情を踏まえたうえで将来にわたり安定して運営可能となるよう国費による財政支援を拡充すること。

１３　外国人材の受入れ拡大及び多文化共生社会の実現に向けた支援について

(1) 外国人材の就労・職場定着について、事業者が実施する採用・職場定着への支援強化及び都市自治体による取組への財政措置を講じること。

(2) 外国人材の家族を含めた在留外国人への日本語教育の充実や、安心して働き暮らせるための多様な支援を行うなど、多文化共生社会の実現に向け、責任を持って取り組むこと。

(3) 外国人児童生徒への学習支援教室を実施する民間団体に対する都市自治体の支援について、補助金の創設をはじめとした財政措置を講じること。

１４　補欠の教育長の任期について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項但し書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定を削除すること。

１５　国指定重要文化財建造物及び国登録有形文化財（建造物）の維持管理等に係る財政支援制度の創設について

(1) 国指定重要文化財建造物の修理費等、ハード事業には補助制度があるものの、日常の警備等に係る維持管理費用には補助制度がないため、国指定重要文化財建造物の散逸を防ぎ、保存と活用につなげるため、民間所有者に対する維持管理費用への国庫補助制度を創設すること。

(2) 個人所有の登録有形文化財は維持管理や修理に対する補助制度が無いため、維持修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の個人所有者に対する国庫補助制度を創設すること。

○ 必要な維持管理・修繕を適切に実施するとともに、生産性を高める広域道路ネットワークの強化などに必要となる財源を確保するため、十分な予算の確保が必要である。

参考資料（令和８年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請（2025年11月）抜粋）

（　参　考　）

◇愛知県広域道路ネットワーク計画図

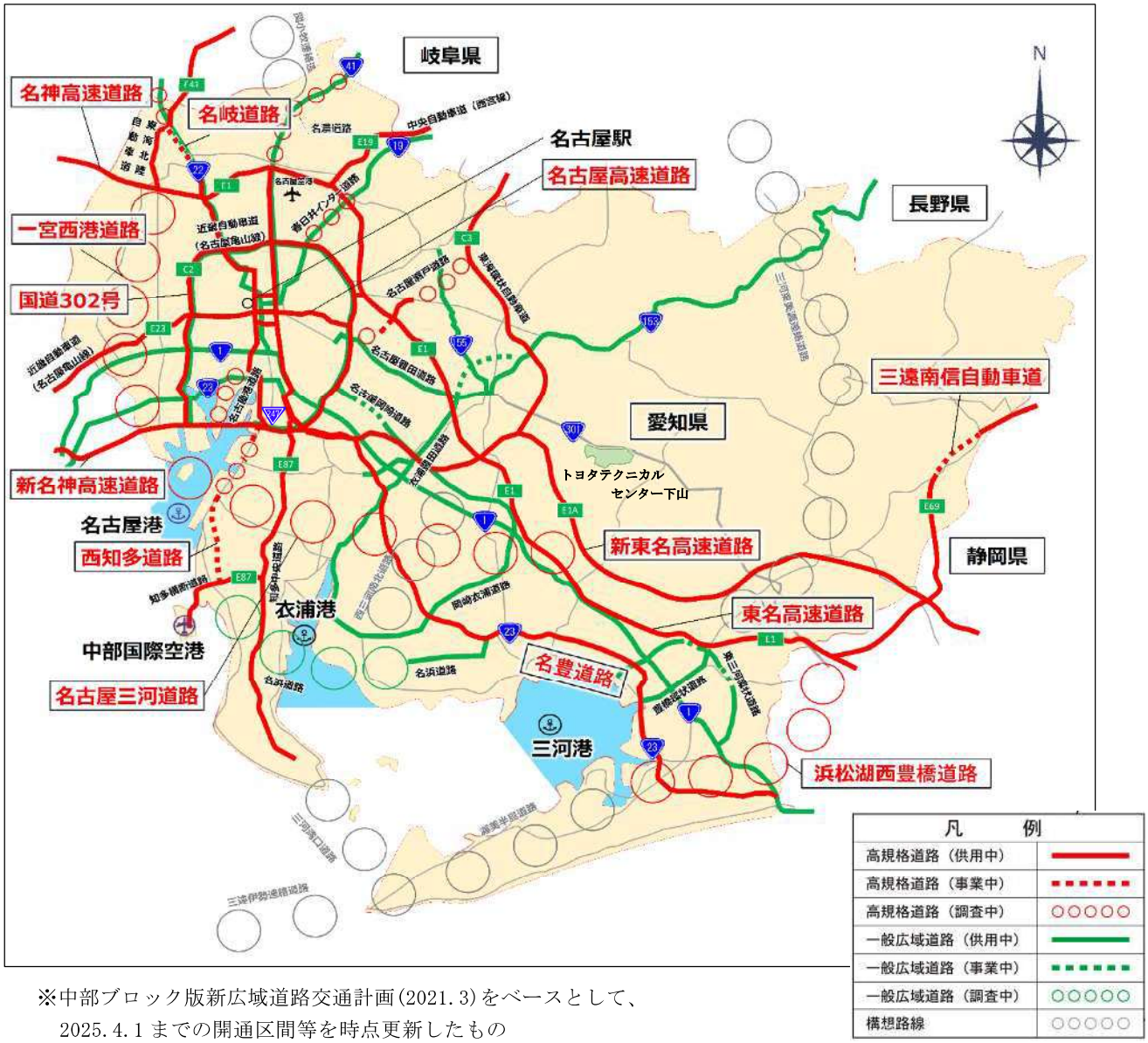

※中部ブロック版新広域道路交通計画(2021.3)をベースとして、
2025.4.1までの開通区間等を時点更新したもの

【西知多道路】

国道247号　混雑状況（東海市）



【名岐道路】

国道22号　混雑状況（一宮市）

